

大学共同利用機関法人自然科学研究機構共創戦略統括本部規程

平成25年10月1日

自機規程第93号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年自機通則第1号）第18条の規定に基づき、共創戦略統括本部（以下「統括本部」という。）の組織及び運営等について定めることを目的とする。

(事業等)

第2条 統括本部は、次の各号に掲げる事業等を行う。

- 一 研究力の強化に向けた事業。
- 二 分野や機関の枠を超えた研究。
- 三 その他研究力の強化に関すること。

2 前項の研究力の強化に向けた事業等を行うため、統括本部に企画戦略室を置く。

3 前項の室に関し必要な事項は、別に定める。

(組織)

第3条 統括本部は、次の各号に掲げる職員をもって組織する。

- 一 本部長
- 二 副本部長
- 三 企画戦略室長
- 四 研究分野長
- 五 研究教育職員及び年俸制職員（特任専門員を除く。）
- 六 本部員
- 七 その他必要な職員

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、機構長が指名する理事又は副機構長をもって充てる。

2 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

3 副本部長は、機構長が指名する理事又は副機構長をもって充てる。

(本部員)

第5条 本部員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 事務局長
- 二 URA職員（機関所属のURA職員は除く）のうち、本部長が指名する者

三 その他本部長が必要と認めた者

2 本部長は、前項第2号のURA職員を統括するため、統括URAを指名することができる。

(本部員の企画戦略室への所属)

第6条 前条の本部員は、第2条第1項の事業等を遂行するため、同条第2項の企画戦略室に所属するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第3号の者は、企画戦略室に所属しないことができる。

(研究分野)

第7条 統括本部に、第2条第1項第2号に定める事業等の研究を行う組織として、次の各号に掲げる研究分野を置く。

- 一 先端光科学研究分野
- 二 アストロフュージョンプラズマ物理研究分野
- 三 定量・イメージング生物学研究分野

2 前項の各研究分野の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

第8条 統括本部に統括本部の運営に関する重要事項を審議するため、共創戦略統括本部運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は別に定める。

(庶務)

第9条 統括本部の庶務は、事務局研究協力課において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、統括本部の運営に関し必要な事項は、統括本部が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月24日から施行し、平成27年9月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 大学共同利用機関法人自然科学研究機構新分野創成センター規程（平成21年自機規程第79号）、研究力強化推進本部ボンオフィスの利用について（平成28年10月28日機構長決定）、大学共同利用機関法人自然科学研究機構国際連携研究センター規程（平成30年自機規程第118号）、大学共同利用機関法人自然科学研究機構新分野創成センター新分野探查室規則（平成27年自機規則第27号）及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構新分野創成センタープラズマバイオ研究分野規則（平成30年自機規則第31号）は、廃止する。